

○国立大学法人千葉大学教員の定期評価に関する規程

平成20年4月1日

制定

最近改正 平成27年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、千葉大学憲章及び千葉大学行動規範（平成17年10月11日制定）に基づき、本学の教員自らが、教育、研究、管理運営、診療及び社会貢献等（以下「評価項目」という。）の業績について、定期的、かつ、組織的な評価を実施し、その水準が当該教員の職にふさわしいものであることを総合的に明らかにし、教育研究の質の高さを社会に対して説明するとともに教員個人の教育研究等の活動の自己改善を促すことを目的として実施する教員の定期評価に関し必要な事項を定める。

(定期評価の対象)

第2条 定期評価の対象教員は、本学常勤の教員のうち教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、任期が付されている教員については、対象としない。

(定期評価の実施時期)

第3条 定期評価の実施時期は、教授、准教授、講師若しくは助教へ採用又は昇任により就任した後の7年毎に実施する。ただし、定期評価の対象となる年度末3月31日現在で満64歳以上の教員については、評価を実施しない。

2 前項に定める実施時期によりがたい場合は、7年以内の範囲で部局毎に定めることができるものとする。

(定期評価の単位、基準)

第4条 定期評価は、部局毎に実施する。

2 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科（教育学研究科を除く。）、各研究院、医学部附属病院、専任の教員を置く各共同利用教育研究施設、運営基盤機構、高等教育研究機構及び総合安全衛生管理機構をいう。

3 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

4 定期評価の評価基準は、部局毎に定めるものとし、部局長はその基準を学長に報告するものとする。

(定期評価の組織)

第5条 部局長は、当該部局の教員の定期評価を実施するため、部局教員定期評価委員会（以下「部局評価委員会」という。）を設置する。

(定期評価の実施方法)

第6条 定期評価の対象教員は、部局長に部局教員定期評価調書(別紙様式1)を提出する。

- 2 部局長は、部局教員定期評価調書及び定期評価に必要な資料として教育活動資料及び研究活動資料等を併せて部局評価委員会に提供し、評価を付託する。
- 3 部局評価委員会は、部局における評価項目に基づき、当該分野における主要業績について教授、准教授、講師又は助教としての職の水準の達成状況について評価し、定期評価結果を部局長に報告する。
- 4 前項の定期評価の結果その職の水準に達していないと判定された教員がいる場合、部局長は、当該教員にその旨を通知し、全学教員評価調書(別紙様式2)の作成及び提出を指示するとともに、定期評価結果を学長へ報告する。
- 5 前項の通知を受けた教員は、部局教員定期評価の結果に対し不服がある場合、通知を受けてから14日以内に部局長に対して資料を付した文書で不服申立てを行うことができるものとする。
- 6 部局長は、第4項の全学教員評価調書に部局教員定期評価の審議経過と結果、関係書類、参考意見及び不服申立て文書が提出されている場合には当該文書を添えて、学長へ提出するものとする。

(全学教員評価)

第7条 学長は、前条の部局教員評価結果において、その職の水準に達していないと判定された教員について、全学的な見地から評価を行うため、全学教員評価委員会(以下「全学評価委員会」という。)を設置し、当該教員の評価を付託する。

- 2 全学評価委員会は、部局での評価経過を参照のうえ、部局において適用された評価基準に基づきその職としての水準に達しているかの評価を行い、その結果を学長に報告する。
- 3 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取できるものとする。
- 4 学長は、第2項の報告があった場合、部局長に全学教員評価結果を通知する。

(全学教員評価によって水準に達しないと判定された場合)

第8条 全学評価委員会は、全学教員評価を実施した結果、その職の水準に達しないと判定した場合においては、その評価結果に業務改善勧告意見等を付して学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告があった場合、部局長に全学教員評価結果を通知し、当該教員へ指導及び助言を実施するよう勧告するものとする。
- 3 前項に定める勧告を受けた部局長は、当該教員に対して、全学教員評価結果を通知するとともに、指導及び助言を行い、評価結果の通知を受けた日から2年間にわたる業務改善

計画書の作成及び提出並びにその計画の実施を求めるものとする。

4 部局長は、前項に定める業務改善計画書の提出を受けたときは、遅滞なく学長に提出するものとする。

5 部局長は、当該教員の業務改善計画の実施状況を把握するとともに、必要な指導及び助言を実施し、適宜その状況を学長に報告するものとする。

(業務改善期間後の部局教員評価)

第9条 業務改善計画書を提出した教員は、2年後に改善計画に対する業務改善報告書を作成し、部局長に提出する。

2 部局長は、前項の業務改善報告書について部局評価委員会にその評価を付託し、評価委員会は評価結果を部局長に報告する。

3 部局長は、評価結果を当該教員に通知するとともに学長に報告するものとする。

(業務改善期間後の全学教員評価)

第10条 学長は、前条の評価においてその職としての水準に達していないと判定された教員について、業務改善報告書、関係書類及び部局長の意見をもって全学評価委員会に評価を付託し、全学評価委員会はその評価結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の評価結果を部局長に通知するものとする。

(不服申立)

第11条 第8条及び前条の全学教員評価の結果に対し不服がある教員は、各評価結果の通知を受けてから14日以内に、学長に対して資料を付した文書で不服申立てを行うことができるものとする。

2 学長は、前項の不服申立て文書を受理後、速やかにその内容を確認のうえ、部局長に報告するとともに、不服申立審査委員会を設置し、不服申立てに対する審査を付託する。

3 不服申立審査委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取できるものとする。

4 不服申立審査委員会は、不服申立て事項について審査し、その結果を学長に報告する。

5 学長は、前項の審査結果を不服申立者へ通知するとともに、当該部局長に報告する。

(面談等)

第12条 部局評価委員会、全学評価委員会及び不服申立審査委員会は、必要に応じて当該教員に資料の提出を求め、又は当該教員との面談等を実施することができるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、教員の定期評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教員の定期評価の実施方法等については、この規程の施行後3年を経過した場合において見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別紙様式1(第6条第1項関係)

部局教員定期評価調書

(元号) 年 月 日

氏名	職名	学科・講座等	専門分野
教			
育			
研			
究			
その他			
特記事項			
各分野の比重(自己評価) 例:教育・3, 研究・6, その他・1 計・10			
教育への比重割合	研究への比重割合	その他への比重割合	計
			10

- ※ ①教育研究分野毎の特色(特徴)により, 使用する項目・内容は部局に委ねる。
例: 部局の授業担当基準コマ数, 単位取得率, 成績分布, 学生の授業評価, 論文評価(誌名)
- ②「その他」は, 管理運営, 診療, 社会貢献等の実績について記入する。

別紙様式2(第6条第4項関係)

全学教員評価調書

(元号) 年 月 日

氏名	職名	学科・講座等	専門分野

教育実績

①授業担当関係

区 分		普通教育	学 部	大学院(修士)	大学院(博士)
年度	通期	科目数			
		単位授与数			
	前期	科目数			
		単位授与数			
	後期	科目数			
		単位授与数			
年度	通期	科目数			
		単位授与数			
	前期	科目数			
		単位授与数			
	後期	科目数			
		単位授与数			
年度	通期	科目数			
		単位授与数			
	前期	科目数			
		単位授与数			
	後期	科目数			
		単位授与数			
年度	通期	科目数			
		単位授与数			
	前期	科目数			
		単位授与数			
	後期	科目数			
		単位授与数			

②学生指導, 論文審査関係

年度	指導学生数		
	論文審査	修士	
		博士	
年度	指導学生数		
	論文審査	修士	
		博士	
年度	指導学生数		
	論文審査	修士	
		博士	
年度	指導学生数		
	論文審査	修士	
		博士	

③教育支援関係

年度	学 生 相 談	
	サークル活動	
	ボランティア・その他	
年度	学 生 相 談	
	サークル活動	
	ボランティア・その他	
年度	学 生 相 談	
	サークル活動	
	ボランティア・その他	
年度	学 生 相 談	
	サークル活動	
	ボランティア・その他	

④留学生関係(指導・支援活動)

年度	
年度	
年度	
年度	

⑤その他教育に関する実績

年度	
年度	
年度	
年度	

研究業績及び実績

①論文、著書

年度	
年度	
年度	
年度	

②科学研究費補助金

区 分		文部科学省	厚生労働省	そ の 他
年度	交 付 数			
	交 付 額			
年度	交 付 数			
	交 付 額			
年度	交 付 数			
	交 付 額			
年度	交 付 数			
	交 付 額			

③受託研究，その他競争的資金の獲得

区 分		受託研究	その他競争的 外部資金等	備 考
年度	件 数			
	金 額			
年度	件 数			
	金 額			
年度	件 数			
	金 額			
年度	件 数			
	金 額			

④共同研究の実施数

区 分		国立大学	国の機関	地方公共団体	私 立 大 学 ・ そ の 他
年度	件 数				
年度	件 数				
年度	件 数				
年度	件 数				

⑤その他研究に関する業績(受賞歴等)

年度	
年度	
年度	
年度	

社会貢献の実績

①学外の審議会委員等

年度	
年度	
年度	
年度	

②生涯学習支援(公開講座, 講演等)

年度	
年度	
年度	
年度	

③学会の役員等

年度	
年度	
年度	
年度	

④その他社会貢献に関する実績

年度	
年度	
年度	
年度	

管理・運営，診療等の実績

①全学的委員会，企画室等

区分	全学的委員会	企画室等
年度		
年度		
年度		
年度		

②所属部局，学科・講座等

区分	所属部局の委員会	学科・講座等の担当
年度		
年度		
年度		
年度		

③その他管理・運営，診療等

区分	その他の活動内容
年度	
年度	
年度	
年度	

自己評価

活動内容に対する自己評価					
特 記 事 項					
比 重	教 育	研 究	社会貢献	管理運営, 診療等	計
					10

別紙様式 1 (第 6 条第 1 項関係)

別紙様式 2 (第 6 条第 4 項関係)